

USTR が 2009 年スペシャル 301 条報告書を公表
～中国・ロシアを引き続き問題視。韓国がレポート公表以来、初めて指定を外される～

2009 年 4 月 30 日
JETRO NY 中楨、横田

USTRは本日、「2009 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した¹。

本レポートは 1974 年米国通商法 182 条²に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、外国貿易障壁報告書(NTEレポート)の公表³から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

本レポート公表に際し、オバマ政権下で先月新たに就任したカークUSTR代表は⁴、「当レポートは、米国のイノベーションと独創性を世界中で保護する取組を導くもの。独創的・革新的製品は、時にはキー入力のみ(sometimes with just a key stroke)で、グローバル市場で大成功する。我々や貿易相手が、知財の保護と執行に気を配らなければ、それらは即座に消えてしまう(vanish)。｣とし、「国際的な海賊版・模倣行為その他の知財窃盗(IPR theft)により損害を被る米国の権利者、ビジネス、従業員のため、当レポートは、米国の優れた強みの一つである「イノベーションと独創性」を弱体化させる緊急課題への重大な政策ツールを提供するものである。不確実な経済下、我々はルールに則った貿易制度を背景に、知財の保護と執行を強化するため、全ての貿易相手との連携を倍化する必要がある。｣としている。

(レポートの概要)

今般のレポートは、3つの章と2つの添付書類⁵からなる構成に変更されたが、内容的に大きな追加・変更があるわけではない。

第1章: 知的財産保護と執行の向上(Developments in Intellectual Property Rights Protection and Enforcement)

第2章: 国別報告(Country Reports)

第3章: 悪評の高い市場(Notorious Markets)

サマリー冒頭では、韓国及び台湾が指定から外れたこと、中国の知財執行に係るWTOの紛争処理結果を好意的なものとして言及。また、中国・ロシアを引き続き深刻な懸念があるとして特出ししつつも、ロシアによるWIPOのインターネットに係る条約

¹ 2009 年スペシャル 301 条報告書:

http://www.ustr.gov/Document_Library/Reports_Publications/2009/2009_Special_301_Report/Section_Index.html

² http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/uscode19_00002242----000-.html

³ 090331【米国 IP 情報】USTR が 2009 年外国貿易障壁報告書(NTEレポート)を公表

⁴ USTR プレスリリース:

http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2009/April/USTR_Releases_2009_Special_301_Report.html

⁵ 添付書類(Annex)は、レポートの法的背景及び著作権関連条約の加盟国リスト

(Internet Treaties)加盟など改善の取組にも言及。なお、重要な課題として、特にインターネット上の海賊版行為(著作権侵害)を取り上げ、さらに中国・ロシア等の国別でも大きな扱いをしていることから、コンテンツ(著作権)業界を主要な産業とする米国が本問題を重要視するスタンスが窺える。

昨年までサマリーに記載されていた米国及び世界的な知財保護・執行に係る取組・動向は第1章となり、本年4月6日に公表した交渉中の模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の概要や、中国の知財保護・執行に関する米国によるWTO提訴について、紛争処理機関(DSB)が小委員会(パネル)の報告書を採択したこと等が取り上げられている。

国別では、引き続き中国・ロシアを重要視する方針に変更はないが、昨年レポートでは中国に関して、「省・地方問題(Provincial and Local Issues)」と題して、主要な省・都市別に具体的な問題点を列挙するなど大幅に加筆され15ページにも及んでいたが、本レポートでは当該部分の記載はなくなり、3ページに留まっている。

本レポートによると、中国・ロシアを含め12カ国を「優先監視国」に指定、「監視国」指定が33カ国、「306条監視国」⁶指定のパラグアイを含め、全46カ国が指定され、昨年と同数(中国の「306条監視国」指定も継続)。なお、本年も「優先国」に指定された国は無い⁷。(各指定国については後掲)

また、知財保護の改善が図られた結果、リストの掲載から外れた国・地域として、既にサイクル外レビューの結果、監視国から外すと決定されていた台湾⁸に加え、韓国が挙げられている。同国は、本レポート公表以来、初めてリストから外れることになった。

また、カナダは、著作権改正及び国境取締りの改善が必要であるとして警戒レベルを1段強化され、初めて「優先監視国」に指定。その他、アルジェリア、インドネシアも警戒レベルが1段強化されるとともに、ブルネイ、フィンランドの2カ国が新たに「監視国」に指定された。

(中国)

中国における知財執行とTRIPS協定の履行は米国にとって最優先事項であるとし、先のWTO紛争処理機関による勧告(recommendations)の履行に向けての協力を楽しみにしているとしている。

同国における知財保護の向上を認めつつも、08年の米国税関における知財侵害品の差止のうち81%が中国からのものであった等、同国での知財保護・執行は未だ非効率・非抑止的であり、海賊版行為(特にインターネット上の海賊版行為)と商標権侵害に懸念

⁶ 1974年通商法306条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務がUSTRによって監視される国。http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/usc_sec_19_00002416---000-.html

⁷ 2005年のウクライナ以降「優先国」に指定された国はない。同国は06年に「優先監視国」へ警戒レベルが引き下げられ、本年はさらに「監視国」に引き下げられている。

⁸ http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Press_Releases/2009/January/asset_upload_file824_15293.pdf

を示している。また、昨今の金融危機と雇用の確保の必要性から、知財侵害に対する執行が甘くなるのではないかと懸念を示している。

特に、北京オリンピックの期間において、中国政府が海賊版・模倣行為の取締りを強化し、効果を上げたことを政府の意向次第で実効性が確保できる証であるとして、恒常的に取り組むよう要請している。

また、米国産業界が、国内と国外の知財が法律や政策上、平等に扱われない可能性があることの懸念を持っていることにも言及し、米国政府は今後、公平な扱いが確保されるべく監視するとしている。

なお、2008年の特許法改正に触れ、改善を評価する一方、権利者からは本改正には不明な点がいくつもあるとの懸念が示されていることにも言及している。

(ロシア)

ロシアの知財保護の向上を認めつつも、法律の未整備な点や、特にWTO加盟承認に向けた06年11月の知的財産に関する米ロの二国間合意⁹の履行進展が遅いことに懸念を示し、その履行を注視していくとしている。

また、執行強化も大きな懸念であるとし、米国著作権業界が同国における海賊行為(特にオンライン上の海賊行為)によって被る損失が27億ドル(約2700億円)にもおよぶとの同業界の試算を引用しつつ、インターネット上の海賊行為に対する対策強化、及び露内務省コンピューター犯罪ユニット(通称 Department K)への同対策のための権限強化等を求めている。他方、WIPOのInternet Treatiesへの加盟や、ソフトウェアの海賊行為の取締り強化については評価している。

スペシャル 301 条レポート掲載国一覧

○ 優先監視国(Priority Watch List)

中国、ロシア、アルジェリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、インド、インドネシア、イスラエル、パキスタン、タイ、ベネズエラ(以上12カ国。昨年は9カ国)

○ 監視国(Watch List)

ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシア、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、ジャマイカ、クウェート、レバノン、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビア、スペイン、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム(以上33カ国。昨年は、36カ国・地域)

○ 306条監視国(Section 306)

中国、パラグアイ

(了)

⁹ 061120【米国IP情報】WTO加盟に関する米ロ二国間合意 参照